

○こども家庭庁告示第九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の規定に基づき、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年四月八日

こども家庭庁長官 渡辺 由美子

特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等及び特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部を改正する告示

(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部改正)

第一条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成二十七年内閣府告示第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一、四 略」 五 小規模保育事業 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業であつて、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ 小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十七条に規定する小規模保育事業A型をいう。） ロ 小規模保育事業B型（家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業B型をいう。） ハ 小規模保育事業C型（家庭的保育事業等設備運営基準第二十七条に規定する小規模保育事業C型をいう。） 「六、三十一 略」 三十二 特定加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで、第五十三号から第五十五号まで並びに第六十七号及び第六十八号に掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。 「三十三・三十四 略」
改正前	(定義) 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 「一、四 同上」 五 小規模保育事業 児童福祉法第六条の第三十項に規定する小規模保育事業であつて、次のイからハまでに掲げるものをいう。 イ A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。） ロ B型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。） ハ C型（家庭的保育事業等設備運営基準第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。） 「六、三十一 同上」 三十二 特定加算部分 当該施設等において、別表第二及び別表第三の各区分に応じて次号から第四十三号まで及び第五十三号から第五十五号までに掲げる加算（各加算について月額調整が適用される場合は月額調整に定める額）を合計したものをいう。 「三十三・三十四 同上」

三十五 療育支援加算 当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ 障害児を受け入れていること。

ロ 主幹教諭等を専任化させ、又は理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に三年以上従事した経験を有する者をいい、当該施設等において受け入れる障害児が医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和三年法律第八十一号）第二条第二項に規定する医療的ケア児である場合にあっては看護師及び准看護師を含む。）を配置し、若しくは嘱託すること。

ハ 当該施設等の子どもの療育支援等に取り組むこと。

〔三十五の二〕三十九 略〕

四十 施設機能強化推進費加算 当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。

〔四十一〕五十五 略〕

三十五 療育支援加算 当該施設等において障害児を受け入れており、かつ、主幹教諭等を専任化させ地域住民等の子どもの療育支援に取り組む場合に加算されるものをいう。

〔三十五の二〕三十九 同上〕

四十 施設機能強化推進費加算 一時預かり事業等の複数事業を行う当該施設等において、職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等総合的な防災対策の充実強化等を行う場合に加算されるものをいう。

〔四十一〕五十五 同上〕

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十一人以上三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

〔五十七〜六十五 略〕

六十六 特別地域 次に掲げる地域をいう。

イ 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域

ロ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯

ニ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により指定された振興山村

ヘ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域

チ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規

五十六 学級編制調整加配加算 当該施設等において、その利用定員（法第十九条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。）三十六人以上三百人以下の場合であつて、全ての学級に専任の学級担任を配置するため、保育教諭等を一人加配する場合に加算されるものをいう。

〔五十七〜六十五 同上〕

六十六 運営継続支援臨時加算 当該施設等において、継続的かつ安定的に特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育の提供を行うために必要な場合に、事務費及び事業費として加算されるものをいう。

定する特定農山村地域

リ 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島

又 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

六十七 特別地域保育体制確保対応加算 当該施設等が特別地域を有する市町村に所在し、かつ当該市町村が、その区域内に居住地を有する小学校就学前子どもに対する教育・保育（法第七条第十項第五号に規定する教育・保育をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提供体制の確保に係る保育所の設置者その他の関係者との協議を行っている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ 市町村が行う当該協議に参画すること。

ロ 当該施設等の利用定員の総数が二十人であり、かつ、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どもの数が十五人以下であること。

ハ 当該施設等が、他の施設等その他の子ども・子育て支援を提供する施設との連携その他の教育・保育の質の確保及び向上並びに地域における教育・保育の安定的な提供の確保に資する取組を行っていること。

六十八 保育ICT推進加算 当該施設等が次に掲げる要件の全てを満たす場合に加算されるものをいう。

イ 当該施設等における教育・保育に関する業務に係る情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者を選任して

「号を加える。」

「号を加える。」

いること。

ロ 教育・保育に関する業務において情報通信技術を効果的に活用していること。

ハ 法第五十八条第一項の規定による報告を適切に行っていること。

(特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第五条 法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、満三歳以上保育認定地域型保育（法第二十九条第一項第一号に規定する満三歳以上保育認定地域型保育をいう。以下この条において同じ。）にあつては、第七条第二号イ（ただし書を除く。）の規定（内閣府の所管すること）も家庭庁関係法令に係る構造改革特別区域法第三十五条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和五年内閣府令第四十三号）第三条第一項に規定する構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業を行う事業所における満三歳以上保育認定地域型保育にあつては、第七条第二号ロ及びハに掲げる区分に応じ、同号ロ（ただし書を除く。）及びハの規定）を準用する。

(特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事業にあつては、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち副食費徴収

(特定地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第五条 法第二十九条第三項第一号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第三に規定するものとする。ただし、国家戦略特別区域法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育にあつては、第七条第二号イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれ同号イ（ただし書を除く。）、ロ（ただし書を除く。）及びハの規定を準用する。

(特別利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準)

第六条 法第三十条第二項第二号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

免除対象子どもに該当するものについては、算定した額に四千五百円を加えるものとする。

一 「略」

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げる小規模保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模保育事業A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十五、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模保育事業B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円

一 「同上」

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを含む。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十五、四歳以上児（当該年度中に満四歳となる教育・保育給付認定子どもを除く。以下この条及び次条において同じ。）は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乗じた額、当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもは、別表第三の額から七千五百円を減じた額）と

を減じた額」とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 小規模保育事業C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げる事業所内保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

「イ〜ハ 略」

四 「略」

「号を削る。」

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事業にあつては、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち副食費徴収免除対象子ども（当該年度中に満三歳となるものを除く。）に該当するものについては、算定した額に四千五百円を加えるものとする。

する。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満の場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の保育短時間認定区分に規定するもの（基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

「イ〜ハ 同上」

四 「同上」

五 第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に四千五百円を加えた額とする。

（特定利用地域型保育に要する費用の額の算定に関する基準）

第七条 法第三十条第二項第三号に規定する内閣総理大臣が定める基準については、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げる小規模保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

イ 小規模保育事業A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乘じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ 小規模保育事業B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乘じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

一 「同上」

二 小規模保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

イ A型 別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乘じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業A型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ロ B型 別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（基本分単価については、三歳児は百分の六十五、四歳以上児は百分の六十を別表第三に定めた額に乘じた額）とする。ただし、当該施設等を利用する教育・保育給付認定子どものうち、三歳児及び四歳以上児の利用が利用定員の三割未満となる又は三割以上となるが、地域における保育の提供体制に鑑み、やむを得ないと市町村が認める場合においては、別表第三における小規模保育事業B型の表中三号の一、二歳児の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

ハ 小規模保育事業C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げる事業所内保育事業の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに掲げるものとする。

「イハ 略」

四 「略」

「号を削る。」

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百三十四を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

ハ C型 別表第三における小規模保育事業C型の表中三号の区分に規定するもの（当該年度中に満三歳となる教育・保育給付認定子どもを除き、基本分単価については、別表第三に定めた額から七千五百円を減じた額）とする。

三 事業所内保育事業 次のイからハまでに掲げるものとする。

「イハ 同上」

四 「同上」

五 第一号から第三号までにおいて、副食費徴収免除対象子ども（当該年度中に満三歳となるものを除く。）については、算定した額に四千五百円を加えた額とする。

（施設型給付費に関する経過措置）

第十条 法附則第九条第一項第一号イに規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

（特例施設型給付費に関する経過措置）

第十一条 法附則第九条第一項第二号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、別表第二の額に千分の七百四十を乗じた額とする。

2 法附則第九条第一項第二号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第三条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百三十四を乗じて得た額とする。

(端数計算)

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号(第二十二号、第二十四号の二、第二十六号、第二十七号及び第三十号(認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。))に係るものを除く。)、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号、第六十五号、第六十七号及び第六十八号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

2 第一条第二十一号(第二十四号の二、第二十六号、第二十七号及び第三十号(認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していな

(特例地域型保育給付費に関する経過措置)

第十二条 法附則第九条第一項第三号イ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第六条各号の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

2 法附則第九条第一項第三号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準については、第八条の規定による額に千分の七百四十を乗じて得た額とする。

(端数計算)

第十四条 第一条第十三号、第十五号、第二十一号(第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号(認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。))に係るものを除く。)、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号の各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

「項を加える。」

い場合に加減調整されるものに限る。)に係るものを除く。)により算出される額については、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。 (教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準) 第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項(同令第五条第二項、<u>第九条第二項</u>、<u>第十一条第二項</u>及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算(居宅訪問型保育事業を除く。)、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算、障害児保育加算、特別地域保育体制確保対応加算及び保育ICT推進加算が適用される場合の額を減じた額とする。	(教育・保育給付認定保護者の負担上限額の算定に関する基準) 第十七条 子ども・子育て支援法施行令第四条第二項(同令第五条第二項、<u>第九条</u>、<u>第十一条第二項</u>及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額については、公定価格の額から処遇改善等加算、外部監査費加算、副食費徴収免除加算、療育支援加算、施設関係者評価加算、除雪費加算、降灰除去費加算、施設機能強化推進費加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、休日保育加算(居宅訪問型保育事業を除く。)、減価償却費加算、賃借料加算、チーム保育推進加算、高齢者等活躍促進加算及び障害児保育加算が適用される場合の額を減じた額とする。
--	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を子ども家庭庁成育局に備え置いて縦覧に供するとともに、
子ども家庭庁のホームページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/law>）により公表する。）

(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件の一部改正)

第二条 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件(令和七年ことも家庭庁告示第四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	附則 (冷暖房費加算の特例) 第四条 令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。 「二〇六 略」
改正前	附則 (冷暖房費加算の特例) 第四条 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間における冷暖房費加算の算定に用いる地域の区分については、第一条第三十六号イからホまでの規定にかかわらず、次の地域の区分によるものとする。 「二〇六 同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（適用期日）

1 この告示は、告示の日から適用する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の規定は、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和八年四月以後の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年三月以前の場合における特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、なお従前の例による。